

特集 宗門運動四十年の総括

日蓮宗革新同盟の活動

中 濃 教 篤

(日蓮宗現代宗教研究所顧問)

日蓮宗革新同盟の成立

昭和二十年の敗戦とともに、同年十二月に農地調整法改正法（第一次農地改革）が公布された。この農地改革後における農村寺院を中心とする経済的安定の崩壊、それにともなう仏教教団の経済的困難と、さきゆき不安は深刻となった。これは本宗においても例外ではありえなかった。また、都市寺院の約一〇％は空襲で焼かれ、檀信徒の疎開や焼け出されなどによる地方への移転などは、敗戦直後の仏教教団における現実的な悩みであり、そこから生ずる寺院経済の貧困もまた絶望的とすら思われた。それに拍車をかけたものが家族制度崩壊の様相であった。それとともに、戦時中の各宗強制統合政策が破られたこと（宗教団体法の廃止と宗教法人令の施行）などを原因として起きた、本山から末寺の離脱や教団の分派独立の頻発が加わり、既成仏教教団内の危機意識はいやがうえにも高められた。同時に、まだまだ根強い教団の封建的非民主的体質についての批判が高まった。本宗でいえば、中山法華経寺の離脱などは、そうした情況のもとで起きたものである。

このような危機感を背景として生まれたのが各宗派内の宗団民主化運動であり、本宗でいえば、日蓮宗革新同盟の

誕生である。

当時の内局は、深見日内管長・西川景文宗務総監で、身延山山林問題をかかえながら、その身延宗会で身延山迎霊簿制度発足、燈明会運動の展開という管長諭達が出されたりして間もなくであったし、第八宗会で中山妙宗合同問題が論議されたりしていた。また、中山遠寿院で荒行僧の脱出事件が発生したりもした時期であった。

こうした諸事情をふまえて、昭和二十三年十二月に結成されたのが、日蓮宗革新同盟である。その中心になったのは、佐久間智周・石川存静・細井友晋・長谷川正徳・山口寿雄・中濃教篤師らであった。本同盟の綱領・規約の要旨は、つぎのような項目であった。

綱 領

- 一、我々は、法華経の真意に基づいた革新的宗学を樹立して、新時代への布教を期する。
- 一、我々は、宗政の封建性を排除して明朗なる民主化を期する。
- 一、我々は、僧侶本来の使命に立脚して、寺院教会の経済機構の確立を期する。

規 約

総 則

第二条 本会は、日蓮宗教学及び宗政の民主的革新と寺院経済の確立による社会的進出を目的とする。

実 践 項 目

- 一、機関紙の発行
- 一、革新宗学の樹立
- 一、布教教材の改革
- 一、(宗会議員選挙の) 厳密なる無記名投票

- 一、僧階制度の改革
- 一、宗政の地方分権
- 一、総大本山特殊寺院の解放
- 一、僧服制の改革
- 一、法類制弊害の打破
- 一、宗門財政制度の確立
- 一、法要儀式の改革
- 一、寺族問題の解決
- 一、社会事業の振興
- 一、布教活動の振起
- 一、地方布教に講師の派遣
- 一、迷信の打破

内局打倒の運動展開

ところで、日蓮宗革新同盟の機関紙「革新」第二号の主張欄に、つぎのように記されていることは、注目されてよ
 かるう。

「本同盟も結成以来どしどし同志がふえ、宗学的にも政治的にも相当の力となった。しかし、ここで会員は互に充分な反省をしなければなるまい。今日まで団体はとくに政治的に動こうとするそれは、ともすれば政治屋や理屈屋になりやすい傾向をともなつて来たのであつて、革新を口にしながら自己の精神的転回を忘れがちであつた。カントは『哲

学を哲学せよ』とつねに学生を戒めたといわれ、日蓮上人も法華經の色説をやかましく説かれていた。色説が色説たるためには、徹底した自己反省がともなわなければならない。自己の生活態度に何ら宗教的なものがなく、徒らに名利や地位を求め、調子づいたような行動は厳に戒めなければならないであろう。カントの『哲学を哲学せよ』ではなく、我々にはより高次に『宗教を宗教する』『法華經を法華經すること』を心がけなければならない」と。

昭和二十四年三月、第九宗会の直前に、革新同盟は、宗会に臨む宗会議員に対し、「新憲法下においては、『神聖不可侵』的存在は許されない。管長の独裁任命せる総監及び諸部長が宗務執行に数多くの過誤を犯したことは、当然、管長の負うべき政治責任である。封建性に支配された過去の宗会慣例を打破して民主的に管長の責任を追求すること』などを含む七項目の要請文を手交し、管長及び西川内局の総辞職などを要求した。その結果、内局は解散、総辞職となった。それには、要請文手交までに東京都寺院有志と革同が主催して開いた東京寺院大会に百五十名にも及ぶ参加者が集り、「深見管長及び西川内局の即時退職と立法者としての責任を果さざる宗会議員の辞職を要求する」と決議した力も大きかった。

西川内局のあとをついだ肉倉宝運内局は、同年七月に身延で開かれた第十臨時宗会で、大本山・別格本山など階級の寺格制の撤廃・法類制度の撤廃などを骨子とする施政方針「宗制を貫く根本理想」を強調した。その結果、立正大の復興、管長制を廃止し、宗務総長を宗主管者とする、従来の寺格を撤廃し、祖山と靈跡由緒寺院と一般寺院とする、法類総代を廃し、干与人選定範囲を拡大する、行政事務の大幅な地方委譲、各寺院教会に護持会を結成し宗門財政の基礎とするなどを決議し、肉倉師が初代宗務総長に選任された。この方向は、革同の実践項目に沿った面が強かった。しかし、総長指名は、宗会の無記名投票ではなく、拍手で決めるなど、革同の要求とは離れたものであった。ここでいわれている法類総代を廃し、干与人選定範囲を拡大するというのは、宗教法人令による寺院の権利が、法類という名目で奪われている現状を、宗教法人令に則した宗規に改めたもので、常識的には当然の帰結であったが、

その原則が、今日なお改まっていないという実例が存在するのは、驚きという他はない。

革同一年の回顧

ここで、「革新」から革同結成以来一年の回顧を転載し、その活動を紹介しておくとしよう。

(革同の結成で) 不明朗そのもの、封建性そのものの宗門に大きな波紋を投ずる強力な活動体が、東京に結成されたと伝え聞いた地方の憂宗護法の青年僧は、決然としてこれに参加を申込んで来たので、会員は飛躍的に増大し、現在では八県に支部が結成され、押しも押されもしない宗内唯一の青年団体に成長したが、発会以来僅か一カ年の発展ぶりは内外ともに注目の的である。

革同結成と同時にその大きな仕事として月刊の機関紙「革新」を発行することを決定、創刊号を発刊するや、その反響は思いの外に大きく、当局に非常な恐怖を抱かしめるに十分な効果があった。地方の住職は宗内事情の報道は「革新」によつてのみ知りうるので、なかなかの好評をもつて迎えている模様である。革同は結成と同時に、西川宗政を批判し、今年(昭和二十四)三月身延で開かれた第九宗会で、是非ともこれを打倒すべく会員の政治的活動と、宗内世論の支持を受けて活躍、ついに宗会解散、内局総辞職を実現せしめたのである。この間、正伝寺問題など多くの特選乱発事件を追求してゆがらず、宗門内に初めて当局やボスに膝を屈しない勢力が蔽として存在することを、宗内諸師にしらしめたのである。

このような宗内革新活動のかたわら、仏教革新団体である仏教社会同盟、真宗大谷派の宗団革新全国同盟、新仏教同盟が首唱した全国仏教革新協議会に代表を送り、この協議会で全国中の仏教革新諸団体を連合せしめた全国仏教革新連盟を結成しようという申し合せがあつて、四月に東京で結成大会が開催せらるるや、ただちに有力な団体として参加、常任理事団体として大いに活躍をつづけ、宗派団体としては最も有力なものとして今後の活

動が期待されている。

また、これら政治活動と同時に、宗学が現代的に無能であり、伝統性の中にいたずらに没入していることから、社会性に乏しいことを痛感し、これが現代にマッチするよう再編成されねばならないという観点から、今年一月より月刊教学誌「批判宗学」を発行、在野宗学機関誌として非常な反響を呼ぶにいたった。

革同運動の反省

以上のような一年を経た革同であったが、政策樹立や宗学研究で、まだまだ未熟な点があったことは否定できない。それは、昭和二十四年の宗会議員選挙で、東京二名、地方三名の宗会議員を当選させたものの、宗会対策では、本筋はともかく、個々の問題では、当局の方針を改革させるだけの力量に乏しさがなかったとはいえない。それだけ宗会対策については、「素人」の集団だったといえるし、逆にいえば、それだけ純粹だったともいえる。

その一端を、昭和二十五年三月発行の「革新」十五号に掲載されている細井友晋宗議(当時)の「宗政民主化を阻むもの」という一文に見よう。

「現行法では、宗務総長は教師の中から宗会が選出することになっており、この条文に基づいて肉倉師が宗務総長に選ばれたわけであるが、その選ばれるに至った過程には甚だ反民主的なものがある。その最も大きなものは、この議案を提出したのは肉倉内局であり、この条文を制定したのは宗会であり、然もそれは制定された途端に特例を設けて規則を実施に移したのである。かかる前例にない規則が制定され、それが実施されるためには、もちろん全有権者に公布され、知悉されることが常道である。この法文が宗団が知らない前に内局と宗会のみによって実施されたということは、全く非民主的な行き方であったと言わざるを得ず、私は議員の一人としてかかる宗会の運営に加わっている、最後まで反対しなかったことを残念に思う」と記されているが、革同の議員には、当時、こうした自己反省の要

素が求められていたという厳しきの証明でもあるが、これにつづけて、「たとえば、総長は本宗の主管者であるから一宗の責任者であるわけだが、それが三十五名の宗会議員中の十八名によって決定されることが考えられ、然もその中に七人の選出されざる内局の自由意志によって指命された七人の特選議員が加わっているとすれば、事実においては僅か十一名の議員の意志によって全宗門を荷う総長が決定されることになり、このような方法が反民主的なことはいうまでもない。斯く考えた場合、結論として導き出されるものは総長は公選にすべきだということになり、若しそれが何かの理由によって実施上困難だとすれば、議席のあるものの中から選出すべきだということになる」として、当時の特選議員制廃止を訴えている。

昭和二十五年を迎え、開宗七百年にむけて、日蓮宗と身延山久遠寺が二本立の慶讃事業計画となつていくことについて、革同は身延開放という立場をふまえ、「開宗七百年記念運動を契機として宗門再建に関する革新的な原案を作製し、信仰中心の挙宗一致態勢を確立するため、臨時宗会を可及的速かに開催されんことを要望する」との勧告を宗務総長に手交した。

こうした動きに呼応して宗務当局は、「開宗七百年慶讃事務局一本化に関する臨時宗会」を、昭和二十五年七月に立正大学で開催することを決定した。これに対し、革同は常任理事会で、左記のような「議員諸師に訴う」という要請文を決議している。「宗祖が開宗第一声を挙げられてより六百九十八年の歳月を閲するにいたつた。当時の沈滞せる仏教界に対した宗祖の真面目は果して奈辺にあつたか。今更喋々する必要はない。しかるに現実の世界情勢を熟視するとき、我等宗門人は、今こそこの法華経精神に生きるべき決意を新たにしなければならぬ。ここに開宗七百年の大慶典を明後年に控え、今期宗会に於て、挙宗一致の慶讃事業体制を整えんとする宗務当局の意志は了解出来なくはない。身延当局と宗務院との二本立による慶讃事業が宗門にとってプラスになるものではないことが明瞭である以上、当然両者が宗門という立場に立つべきは必然的結論である。然し革同はこの挙宗の大祝典を契機として暗雲低迷反目

の宗内情勢を解決せしめ、明朗なる一大宗門を建設しなければならぬと確信する。ところがこの理想実現には永い間の宗門的懸案であつた祖山開放が実現されねばならない。ここに革同の慶讃事業一本化の大きいなる目標が存在するのである。このような目的が五月十五日附『革新』紙上に発表した肉倉総長宛の臨時宗会開催の勧告文となつて表れたのである。しかるに宗門内外の客観情勢を具さに検討し、地方宗門人の世論を聴取した結果、上述の如き抜本的宗門改革には、やはり相当の準備期間の必要であることを痛感するにいたつたのである。そこで今臨時宗会に於て革同は当局提出の議案に対し、全宗門の世論を適確に反映する慶讃会たらしむるとともに、祖山開放を実現せしむる準備機関設立を要望することを決意した」と。このあたりにも、革同が「身延開放」を政策の重点目標としながらも、その具体的方策について充分にねりあげていなかったことをうかがうことができる。

それは、昭和二十五年十月に開かれた革同全国大会での「祖山開放」に関する討議について、「革新」第二十二号が、つぎのように報じていることでも知られよう。

第二部に入り、新宗門規則の制案を検討している宗制特別委員会に関する件を上程するや、先ず最近の靈友会脱税事件を中心とする延山当局関係者に関する新聞記事が問題となり、更に延山財政現状に対する風説に論及し、信仰道義にてらし、そのような延山勤務者を一掃する運動を起せとの強烈な叫びがあつた。本事件の真相相明を別としても、疑惑の焦点になる人物が祖山山務に関与するのは好ましくないというのが論点であつた。山林問題をはじめ、靈友会事件に至るまで、祖山当局が常にスキヤンダルの中に数えられることは、為宗まことに遺憾なことである。しかしながら、事件の真相を客観的に論証出来ないままに打倒運動を発足させることは、公党としては不可能であり、祖山開放を目標とする宗制特別委員会が進行中である限り、革同としては合法的に宗革を達成すべきであるとの意見が開陳され、この両論が激しく対立したが、充分なる討議のうちに、破邪顕正の宗内世論喚起運動は的確なる材料を把握した時に慎重に展開することとし、現段階においては、飽くまでも特別委員

会に革同の意見を反映させて、宗門刷新を図るとともに、ボスの存在は徹底的に打倒することを満場一致で決議した。

ここでいう「ボスの存在」とは、増田宣輪師に焦点があてられた表現であった。また、この論議でいう「祖山開放」とは、明治の初年以來つづきながら失敗に終った「祖山中心制」の再現を願うものでなかったことは事実である。

ところで、「祖山開放」を強く求めた革同の要請も入れ、肉倉内局が宗制特別委員会（委員九名）に提出した改革案なるものは、①象徴法主のもとに最高責任者として「総監」を置き、久遠寺と日蓮宗を総理せしめ、その下に山務司監と宗務司監を置いてそれぞれを分掌せしめる。②霊跡・由緒寺院を定め長老六人を法主に次ぐ職位として設け、祖廟給仕・親教を補佐せしめる。③宗会を廃し、宗務所長の互選による「参与」によって立法を担当せしめる。④法主を推戴し総監を詮衡する機関として護法委員会を設ける。⑤宗務院（本院）を身延に置き、従来の宗務院を東京事務所とする。⑥清澄寺の住職は法主が兼職する、などであった。この議案で可決されるや、総監に増田宣輪（日遠）、山務司監に江利山義頭、宗務司監に飯沼竜遠の諸師が就任した。そうして生れた宗門体制について、『近代日蓮宗年表』の「近代日蓮宗年譜」の昭和二十六年の項では、つぎのようにコメントされている。「祖廟を中心に祖山に結集することは信仰的に誰しも異存はないが、祖山を中心に行政的に宗門体制を整えらるとなると、人間関係、経済問題がからんで実現が容易でなかったことは、明治以来の歴史の示すところである。まして祖山とはいえ、久遠寺自体は新しい法律にもとづく寺院規則によって単立寺院としての法人格を取得しているので、この体制作りに一層困難な原因を加えていた。にもかかわらず、この大改正が行われ、戦後における祖山中心制度ともいふべき宗本一体制が確立したのも、開宗七百年をひかえた宗門人の信仰のしからしめるものと評価された」と。このように複雑な問題を内包した「身延開放」に、革同が慎重な研究を重ねていかなかったがために、「祖山中心制」による身延山久遠寺による宗門行政への著しい介入を許すことになったといえる。だからこそ、この制度も、「祖廟中心制度同様、三権分立をきっかけに、僅か三年

で崩壊」(前掲書)したのであり、これについての革同の責任も少なしとしない。それと同時に、革同の運動も終末を告げる結果を招いたのだといえる。時あたかも、日米安保条約が成立した年にあたっていた。